

練馬区高齢社会における敬老館のあり方検討会の設置について

平成 20 年 4 月 25 日  
20 練福高第 43 号

(設置)

第 1 少子高齢化の進行による超高齢社会の到来や団塊世代の地域への還流など高齢者を取り巻く環境が変化している中で、これからの時代にふさわしい敬老館のあり方について検討するため、練馬区高齢社会における敬老館のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 検討会は、つぎに掲げる者で区長が委嘱する委員 10 名程度で構成する。

- (1) 敬老館利用者・利用団体 4 名程度
- (2) 高齢者福祉関係者 4 名程度
- (3) 学識経験者 2 名程度

2 検討会に座長を置き、委員の互選により選出する。

3 座長は検討会を主宰し、検討会を代表する。

4 検討会には座長が指名する副座長を置く。

5 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(運営)

第 3 検討会は座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に検討会の出席を求め、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(所掌事項)

第 4 検討会は、つぎの事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 敬老館設置目的・運営に関する事項
- (2) 敬老館の名称・今後の方向性に関する事項
- (3) 他的高齢者施設との関連性に関する事項
- (4) その他座長が必要と認める事項

(委員の任期)

第 5 検討会委員の任期は、委嘱の日から区長に報告する日までとする。

(庶務)

第 6 検討会の庶務は、健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課で処理する。

(公開)

第 7 検討会の会議は、公開とする。ただし、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針（平成 13 年 2 月 27 日練企企発第 245 号）の定めるところにより非公開とすることができる。

(その他)

第 8 上記に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が別に定める。